2025年 6月

御社の組織活力・生産性UPを促進する

あおば新聞

No 240

〒364-0035　埼玉県北本市西高尾６－６－１　e-mail：mado@aobaroumuoffice.com
TEL：048-592-0475　FAX：048-592-0590
編集長：栗原　翼　局長：田島 智　社主：阿久津 渉

社会保険労務士法人
あおば労務経営事務所

≪今回の記事は、雨宮が担当しました。≫

２０２５年６月１日より熱中症対策が義務化されます。

熱中症のおそれがある従業員を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するための熱中症対策が、罰則付き（最大で６ヶ月の懲役または50万円の罰金）で義務化されます。
「具体的に何を行えばいいのか」について３つのPartに分けて、お伝えします。夏本番を前に、しっかり準備を整えて安全・快適な職場をつくっていきましょう！ご不明な点等ございましたら、お気軽にあおば事務所までご連絡ください。

Part１　義務化の対象の作業とは？

「**WBGT28度以上**又は**気温31度以上**の環境下で**連続１時間以上**又は**１日４時間**を超えて実施」が見込まれる作業

■次のような作業は注意が必要です

業　種	作　業　内　容
食品加工・飲食業等	加熱調理ラインや蒸気が発生する作業
清掃業等	暑い時間帯に屋外や空調のない施設で働くことが多い作業
イベント・レジャー関連業	高温多湿下での作業
農業・林業・園芸業	自然環境下での作業
運輸・物流業	屋内外での温度変化が激しい作業
その他	営業回り、視察や見学等

■WBGTって何？
WBGT（暑さ指数）とは、次の３点を計測し、熱中症の危険度を数字で表したものです。
①乾球温度計（気温）、②湿球温度計（湿度）、
③黒球温度計（日差し）
※正確には、これら３つに加え、風（気流）も指標に影響します。
【参考】WBGT値は数値計で計ることができます。

Part2　何が義務になるの？

対象の事業所には、以下の３つが義務付けられます。

① **体制整備**
「熱中症の自覚症状がある者」や「熱中症のおそれのある者を見つけた者」が報告する連絡先（電話番号、メールアドレス等）や担当者（衛生推進者、現場管理者、健康管理部署等）を決めておく
通知文書例：熱中症の疑いがある場合は衛生管理者〇〇〇〇に連絡すること

② **手順（マニュアル）の作成**
熱中症のおそれのある者を見つけた場合に現場において迅速かつ的確な判断ができるように応急処置の手順をあらかじめ決めておく
※作成例は右図を参照ください

③ **関係者への周知**
※サンプル書式をご用意しております。必要の際はご連絡ください。
①と②を熱中症のおそれのある作業に従事する者（関係者）に周知する
周知の一例：朝礼・ミーティング・休憩所等へ掲示・メール等で通知など

マニュアルの作成例

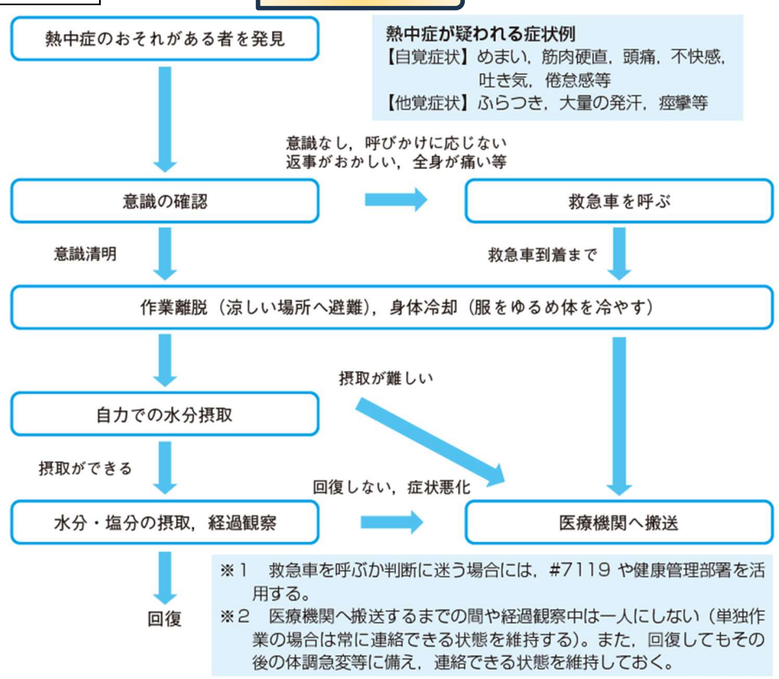

Part3　予防のための具体的な対策例

（１）熱中症の可能性がどの位あるかを把握する
（２）WBGT値を下げるための対策
・直射日光や高熱を避けることができる場所で作業
・通風、冷房、除湿設備を設ける
・身体強度の低い作業に変更する
（３）休憩場所の確保（足を伸ばして横になれる広さ）
（４）作業時間の短縮（作業中止や連続作業時間の短縮）
（５）暑熱順化（体が暑さに慣れること）の対応（身体負荷や作業時間を徐々に長くしていく）
日常生活では入浴（湯船につかる）を２日に１回、ウォーキング30分を週５日、
適度な運動30分を週５～毎日等
（６）水分・塩分の摂取（定期的な摂取の確認・指導）
（７）服装対応（透湿性及び通気性の良い服装を着用）

気になるトピックス　「退職代行」の３つの類型紹介　～弁護士・組合・民間業者の違いとは？～

区分	退職代行弁護士	退職代行組合	退職代行会社
主体	弁護士	労働組合	民間業者
法的交渉権限	あり（代理人）	あり（団体交渉権）	なし（使者）
退職意思表示の受理	弁護士からの書面で足りる	本人の退職届をもらうのが望ましい	本人名義の退職届で確認
委任内容の確認	委任範囲を確認要	申入れ範囲の確認必要	不要だが依頼証明の提示を求めるべき
対応のポイント	・委任の範囲確認・未払残業代など他請求への備え・迅速な交渉が可能	・組合対応のルールに則る ・不当労働行為回避に注意 ・三者合意書作成が望ましい	・退職届を確実に取得・証明がない場合でも淡々と手続き・業務命令は可能
貸与物返還/引継ぎ	弁護士を通じ連絡可能	組合に範囲を確認して対応	原則本人に対応求めるが、交渉不可
想定されるリスク	・退職以外の請求リスク ・本人の反応遅れによる遅延	・支配介入と取られない対応が必要	・退職届未提出時の処理判断 ・本人確認トラブル

お知らせ

■　**賞与を支給することが決まったらあおば事務所までご連絡ください(不支給の場合も届出が必要です)**
ご本人負担分の保険料率は下記のとおりとなります。　※　協会けんぽ以外の会社様は別途ご確認ください。
健康保険　4.88%(埼玉)、4.955%(東京)、4.835%(茨城)、4.885%(群馬)、4.96%(神奈川)
介護保険　0.795%(40歳以上65歳未満の方)、**厚生年金**　9.15%、**雇用保険**　一般の事業0.55%、建設業0.65%

■　**社会保険料（健康保険料と厚生年金保険料）の算定の時期になりました**
毎年４月から６月に支払われた報酬の平均で９月からの社会保険料を決定しますので、当事務所からのお知らせが届きましたら必ず内容をご確認ください。

■　**労働保険料の第１回納付期限日について**
1.事務組合委託の場合　**７月14日までに振替 or 口座振替**
2.事務組合委託ではない場合で、納付書の場合：**７月10日までに納付**　　納付方法が口座振替の場合：**９月８日引落し**